

平成15年5月20日

茨城県立図書館長 武子 剛二 殿

茨城県図書館協議会委員長 手塚 克彦

県立図書館の二次機能の充実について
～県立図書館にふさわしい能力を発揮するために～（建議）

新館開館3年目を迎える県立図書館は、少子、高齢化や国際化、IT革命など急速な社会情勢の変化の中であって、これらに対応しつつ幅広い新たな図書館サービスを展開させながら、入館者が1日平均3,000人を越えたほか貸出点数では都道府県立では7番目に位置するなど飛躍的な伸びを見せている。このことは県立図書館に対する利用者の期待の大きさを示すものであり、厳しい県財政の危機的状況の中ではあるが、図書資料購入予算を確保し資料収集方針に基づく県立にふさわしい資料の収集及び機能の一層の充実を図ることが求められている。

もとより、都道府県立図書館は、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する立場から、利用者への直接サービスに加え市町村支援や県立図書館と市町村立図書館とのネットワークの構築さらには県内図書館の相互協力など二次機能の強化がいままで以上に必要となる。

そこで、当協議会では、平成13年度、平成14年度の2年間にわたり、県立図書館の二次機能の充実をテーマに検討してきた。

ここに、検討結果をまとめ、以下のとおり建議する。県立図書館におかれては、建議内容の実現に積極的に取り組み、明るく便利な開かれた図書館として更に発展することを期待するものである。

1 情報ネットワークの構築と運用

・情報ネットワークは、個々の図書館の持つ資料情報を連結し茨城県全域をカバーする巨大な図書館機能を構築するものであり、図書館サービスの飛躍的な向上をもたらすものである。従って県立図書館の二次機能の充実を図るためには早急に整備する必要がある。

・情報ネットワークを整備するための技術的、専門的手法については、平成14年度に開催した「県域公共図書館ネットワークシステム開発委員会」における検討結果を踏まえるとともに、市町村立図書館の意見を十分採り入れながら効果的かつ経済負担の少ない方法で実施することが望ましい。

・情報ネットワークへの参加館は前提として当該館においてOPACを公開していることが必要である。県内全市町村立図書館の中で既にOPACを公開しているのは23館と半数に満たない状況にあるため、県立図書館は市町村立図書館のIT化を積極的に働きかける必要がある。また、このことは将来的には、図書館のみならず公民館図書室、学校図書館等まで範囲を広げることが望ましい。

2 資料の相互貸借の充実

・県立図書館は新館開館以来、直接サービス面においては、貸出点数が全国第7位にランクされるなど全国上位レベルに達した。今後はこのレベルの維持向上に努めるとともに、サービスの全県展開を更に推し進めるため、図書館間で資料の貸借を通してサービス能力を補い合う相互貸借の拡充に努め

る必要がある。相互貸借に参加する県内全図書館の相互貸借による総貸出し点数中、県立図書館の貸出し点数は5割強を占めており、相互貸借は二次機能の充実を図るうえで極めて重要な課題となっている。

- ・しかしながら本県における相互貸借はそのシステムの整備面においても、活用状況においても未だ全国レベルに達していない。その原因の一つに、相互貸借のシステムそのものが広く県民に周知されていないことが考えられる。今後は相互貸借が利用者にとっていかに便利なシステムであるかを理解し利用していただくためのPRに力をいれるべきである。

- ・相互貸借は、このシステムに参加する館の範囲が広いほど利用の便が高まるため、大学図書館等参加館の拡大を図る必要がある。

- ・県立図書館は、相互貸借により県立図書館から市町村立図書館等に貸し出す実質的な資料の点数が全国平均に比べて少ない現状にある。従って当面、この貸し出し点数が全国平均に達するよう計画的に取り組むべきである。

3 資料搬送システムの充実

- ・情報ネットワークを実体的に支えるのは物流ネットワークである。具体的には、県立図書館が「協力車」と称する搬送車で市町村立図書館を巡回し相互貸借の資料を届けるという搬送システムにより物流を確保している。従って、今後は情報ネットワークの構築状況及びこの進捗に伴って当然拡大されるであろう相互貸借の需要を見定めながら、これに見合う運行回数に増やしていく必要がある。現在、委託契約による定期運行が月3回、職員による不定期運行が月1回で、平均すれば月4回運行していることになるが、全国の相互貸借先進県からは数歩遅れている状況にある。今後は運行回数の増に努め、情報ネットワークの完成時には、利用者が相互貸借により資料を請求してから3日後には資料が届くシステムにレベルアップすることが望ましい。

- ・公民館図書室に対しては現在協力車を運行していないが、できるだけ速やかに運行の対象に含めるべきである。特に県立図書館が試行中の遠隔地返却システムは着実に定着してきており、これを県立図書館の重要な全県サービス施設として 拡充するためには公民館図書室も返却対象施設に加えることが望ましく、その意味からも是非実現すべきである。

- ・厳しい財政事情の中で、協力車の運行費用を県立図書館だけが負担することが適切なのかどうかについて様々な意見があるので、ネットワークという関係の中での県立の役割、二次機能という視点からの県立の使命等、多角的にそのあり方について検討する必要がある。

4 レファレンス・サービスの充実

- ・県立図書館の利用者が大幅に増加している中で、レファレンス件数も急増しつつあり、その内容は多様化し、高度化している。レファレンスは県立図書館の機能の中でも極めて重要な柱であり、レファレンス能力のいかんによって図書館に対する信頼は大きく左右される。特に二次機能の充実を図るためにも、今後更にレファレンス能力の充実に努める必要がある。

- ・県立図書館のレファレンス体制は、2階のレファレンス室を核として、館内数カ所のカウンターとの連携により行われている。従ってレファレンス室と各カウンター間の連絡を密にして、カウンター間にレファレンス能力の格差が生じないように留意することが大切である。

- ・新館開館後、書誌調査、事項調査等、時間を要するレファレンス案件が増加するなど、レファレンス内容の高度化が顕著である。より早く、より正確に、より深く、より多角的にレファレンス処理が

できるようにするため、担当職員のレファレンス能力を高めるための研修を計画的に実施するとともに、レファレンスの専門職員の育成を図ることが必要である。

- ・レファレンスを効率的かつ効果的に行うための一つの方法として、過去のレファレンスの事例を分野別、傾向別等に分類整理して、類似のレファレンスに対して質問と回答がすぐに取り出せるようにすることも有効であるので、市町村立図書館との連携のもとに過去のレファレンス事例も含めて収集しデータベース化すべきである。

- ・著作権に関する問題やNPOがかかわる図書館運営等、図書館が当面する様々な課題・動向等について県立図書館が市町村立図書館に対して積極的に情報を提供し、問題点を整理し、あるいは議論の輪を広げていく牽引車となることも重要な二次機能であるので、このような面からのレファレンス機能の充実に努める必要がある。

5 資料の収集方針と充実

- ・茨城県立図書館が平成14年4月に制定した「茨城県立図書館資料収集方針」及び茨城県立図書館資料選定基準に基づいて資料を収集しており、その収集状況をみると、例えば一般図書の購入単価は平成13年度4,160円、平成14年度4,512円と全国平均とほぼ同水準になっている。市町村立図書館の一般図書の購入単価が2,000円弱であることからすれば二次機能の充実という視点から見て、概ね、県立図書館にふさわしい資料の収集をしているものと考えられよう。また、このようなやや程度の高い資料や基本図書類を重点的に収集しながら、平成13年度の資料貸出し点数が68万点を数え全国の都道府県立図書館のなかでは第7位に位置し、平成14年度においても更に増えて80万点近くに達する状況にあることは、直接サービスを含めて県立図書館の収集した資料が多く多くの県民に利用されていることを示しており、裏返せば現在の資料収集が支持されているともいえよう。

- ・しかしながら、利用者のニーズは常に変化するものであり、この変化に対応できない図書館の魅力は見る間に色あせていくものである。現在の県立図書館の資料に関するデータの分析能力をみると、収集資料に関してはきめ細かなデータ処理が可能であるが、資料収集に大きな影響を与える貸出資料の分析に関してはコンピュータ処理上きめ細かな分析にまでは至らない状況にある。従って、今後はコンピュータによる分析プログラムの開発に取り組むとともに、アンケート調査等を通じて貸出資料の細密な分析を行い、併せて、利用者のニーズ、社会の動き、図書館界の動向等を勘案しながら、県立図書館に望まれる資料の収集になお一層力を入れて取り組む必要がある。

- ・特に、ビジネス支援や地方自治体（または地方公共団体）の政策立案支援など、社会が抱える課題や関心事に対し図書館が情報の提供を通して積極的に貢献していくことが求められているので、テーマを定めて重点的に資料を収集し、既所蔵の資料を含めてテーマごとにまとめて情報発信して行くことも必要である。

- ・郷土資料は県立図書館としてのアイデンティティーを体現する極めて重要な資料であるので、その積極的な収集に努めるとともに、特に県内居住者が資料を刊行した際には、その寄贈先に県立図書館が最初に思い浮かぶように、県立図書館の存在の更なる周知に努め、寄贈への理解が得られるよう、PRと働きかけになお一層力を入れて取り組む必要がある。

6 職員研修のあり方

- ・県立図書館に対する期待と要望が多様化・高度化する中であって、県立図書館が県立図書館にふさわしい機能を発揮し、その役割を果たし、市町村立図書館からの信頼を更に高めていくためには、職員の職務遂行能力に負うところが極めて大きい。茨城県立図書館が全国の都道府県立図書館の中でAクラスのレベルに達し、これを維持していくためにも職員の能力を開発し、高めていくための研修を積極的に行っていく必要がある。

- ・研修は、基本的には日々の業務の中から研修すべき材料を見だし、これを改善充実していく職場研修（館内研修）を基盤として行い、必要に応じて県内、関東ブロック、全国レベルの各種研修会、研究会、協議会等（館外研修）に計画的に職員を派遣し、館内研修、館外研修の相互作用を通して職員の資質向上を図ることが望ましい。研修に職員を派遣するに当たっては、館の状況、職員の状態、図書館界の当面する課題等を十分把握し、適材が適所で研修できるよう配慮することが望ましい。特に、司書資格保有率を高める必要があるため、適任者を計画的に派遣しその養成に努めるべきである。

- ・よりグローバルな視点から茨城県立図書館を考え、長期的視点に立って図書館のあり方を学ぶ必要もあるので、図書館に関する国際会議等にも積極的に参加すべきであり、それが海外で行われる場合には、その必要性を十分検討してしかるべき措置を講じることも考えるべきである。

- ・県内で行う研修では、特に県図書館協会の行う研修事業と密接に連携をとりながら、県内全ての図書館・公民館図書室の職員が積極的に参加できるような研修体系を整備する必要がある。

- ・研修の成果はこれを全職員に還元することが大切である。従って、茨城県図書館協会の研修会はもちろんのこと、特に県立図書館職員が参加した県外での研修内容を茨城県図書館協会のホームページに掲載したり、新任図書館長研修等、国の機関が放送を通して行う研修を録画して活用するなど、研修成果の共有化に努めることも二次機能の充実のために欠かせない県立図書館の責務である。